

令和7年 第1回（2月）定例会

県央県南広域環境組合

議会 会議録

令和7年 第1回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

1 場 所 県央県南クリーンセンター 2階大会議室
諫早市福田町1250番地

2 会 期 令和7年2月3日（1日間）

3 会期日程表

月	日	曜	種 別	内 容
2	3	月	定 例 会	開会、会期決定、会議録署名議員の指名、一般質問、報告、議案上程、説明、審議、討論、採決、閉会

4 付議事件表

番 号	審議方法	事 件 名	議決月日	結 果
		会期の決定の件	2月3日	2月3日の 1日と決定
		会議録署名議員の指名について	2月3日	林 田 勉 君 馬 渡 光 春 君 指 名
報 告 第1号	本会議	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて：ごみ受入作業の瑕疵に係るもの（県央県南クリーンセンター））	2月3日	報 告 受 理
議 案 第1号	本会議	県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	2月3日	原 案 可 決
議 案 第2号	本会議	県央県南広域環境組合余熱利用施設の指定管理者の指定について	2月3日	原 案 可 決

議案 第3号	本会議	令和6年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算(第2号)	2月3日	原案可決
議案 第4号	本会議	令和7年度県央県南広域環境組合一般会計予算	2月3日	原案可決

5 一般質問発言順序及び発言要旨

月日	質問者	質問要旨		ページ
2月3日	中野太陽 議員	1	<p>1 アームロール車が通行する市道栄田菅牟田長田線等の幅員について</p> <p>(1) 総延長に対し危険と判断している道路の距離について問う。</p> <p>(2) 道路の危険箇所を拡幅するには、どのようなプロセスが必要か。(工事の設計、入札、予算、財源、補助金や負担金)</p> <p>(3) 災害(地震、豪雨による崩落、倒木)などにより道路が寸断されないよう早急な対応が必要ではないか。</p> <p>2 地域協議会の枠組みについて</p> <p>(1) 対象の自治会もしくは連合自治会を追加する考えは</p>	5
2月3日	松永隆志 議員	2	<p>1 新ごみ処理施設竣工までのスケジュールと円滑な移行について</p> <p>(1) 不具合が生じた時の対応策は</p> <p>(2) ごみの処理コストは</p> <p>2 ごみ搬入経路及び焼却灰搬出経路について</p> <p>(1) 搬入量、搬出量は</p> <p>(2) 地元との打ち合わせの状況は</p> <p>(3) 地元要望への対応状況は</p> <p>3 焼却灰の資源化と最終処分場について</p> <p>(1) 焼却灰の資源利用の将来見通しは</p>	12

			<p>(2) 最終処分場に関する組合としての考えは</p> <p>4 ごみ減量に向けた4市の取り組みについて</p> <p>(1) 新施設に対応した分別の徹底の考えは</p> <p>(2) 生ごみ減量化への具体的な考えは</p> <p>5 現在の施設で働く方々の新施設での雇用について</p> <p>(1) 組合所属の従業員は</p> <p>(2) J F E雇用の従業員は</p>	
--	--	--	---	--

○ 出席議員（15名）

- 1 番 林田 勉 君
- 2 番 馬渡 光春 君
- 3 番 谷澤 和浩 君
- 4 番 森 多久男 君
- 5 番 湯田 清美 君
- 6 番 松永 隆志 君
- 7 番 中野 太陽 君
- 8 番 矢崎 勝己 君
- 9 番 酒井 恭二 君
- 10 番 小田 孝明 君
- 11 番 田中 克彦 君
- 12 番 隈部 和久 君
- 13 番 小嶋 光明 君
- 14 番 濱崎 清志 君
- 15 番 南条 博 君

○ 欠席議員（0名）

○ 説明のため出席したもの

- 管理者 大久保 潔重 君
- 副管理者 古川 隆三郎 君
- 副管理者 金澤 秀三郎 君
- 副管理者 松本 政博 君
- 監査委員 徳永 清己 君

事務局長 田島 正孝 君
総務課長 馬場 英二 君
施設課長 鶴殿 光輝 君
総務課課長補佐 池田 吉穂 君
施設課課長補佐 山下 秀顕 君

○ 議会関係出席者

書記長 濱崎 和也 君
書記 牟田 憲司 君

(午後2時00分 開会)

○議長（南条 博君）

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、ただいまから令和7年第1回県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。

今期定例会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

議事日程はお手元に配付しております議事日程表により執り行います。

なお、報道取材のため、撮影の申出がありましたので、組合議会傍聴規則第7条の規定により、特別に許可をいたしております。

ここで管理者より発言の申出がっておりますので、発言を求めます。
管理者。

○管理者（大久保潔重君）

皆様こんにちは。

本日、ここに令和7年第1回県央県南広域環境組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、施設の稼働状況から御報告を申し上げます。

本施設は、第2期ごみ処理施設が供用を開始するまでの「つなぎ運転」を行っているところであり、1日当たりおおむね250トンの安定処理を継続しており、今年度は昨年5月13日から21日までの9日間と、10月14日から25日までの12日間において計画全炉停止を行い、炉の点検整備補修を実施いたしました。

また、本日2月3日から8日までの6日間におきましても、炉の定期点検整備を実施するため、全炉停止を行う予定であります。

第2期ごみ処理施設の建設工事につきましては、建築工事と並行して、昨年の10月頃からプラントに係る工事に着手し、来年の今頃には、ごみを実際に処理する試運転を行う計画となっており、着実に事業の進捗が図られている状況であります。

南部リレーセンターの建設工事につきましては、昨年11月に台風21号の大雨で開催が危ぶまれましたが、会場を急遽変更して、無事に安全祈願祭が執り行われたところであり、現在では建物の基礎に係る工事が行われております。

今後も引き続き令和8年度からの新施設の稼働に向け、環境負荷が小さく、地球温暖化対策や循環型社会形成の推進に貢献でき、安定的で効率的な地域に信頼されるごみ処理施設の整備と運営に取り組んでまいりたいと考えております。

今定例会では、「令和7年度県央県南広域環境組合一般会計予算」を含む4件の議案と1件の報告を提出させていただきました。

内容につきましては、後ほど事務局長が御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、私からの開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（南条 博君）

それでは、議事に入ります。

日程第1「会期の決定について」を議題といたします。

今期定例会の会期を2月3日、1日とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付のとおりとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

異議ありませんので、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議規則第87条の規定により、会議録署名議員に1番林田勉議員、及び2番馬渡光春議員を指名いたします。

次に、日程第3「一般質問」を行います。

この際、議長から特にお願いたします。発言時間につきましては、申合せによる時間内に終わるように願いたします。

答弁につきましては、質問の趣旨をよく捉え、簡明、的確に答弁をお願いいたします。

なお、本日の一般質問につきましては、質問席で願いたします。

一般質問の発言順序につきましては、通告順となっております。

本日は2名の方から通告を受けています。

まず初めに中野太陽議員、質問席へ願いたします。

7番中野太陽議員。

○7番（中野太陽君）

皆さんこんにちは。諫早から選出されております中野太陽です。

大きく項目2つについて質問させていただきます。

1つ目、アームロール車が通行する市道栄田菅牟田長田線など、幅員について質問をいたします。

(1) 総延長に対し危険と判断している道路の距離、箇所でも構いません。これについて質問をいたします。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

総延長に対し、危険と判断している道路の距離についてお答えいたします。

アームロール車が通行している市道栄田菅牟田長田線は、栄田町を起点に本明町、目代町、福田町、御手水町の山間部を経由して、長田町の県道諫早多良岳線に至る延長約9.6キロメートルの市道で、昭和41年から13年の期間をかけ、県営農免農道整備事業にて整備された道路でございます。

この市道栄田菅牟田長田線の中でアームロール車が通行しているのは、県道諫早多良岳線の一の瀬バス停付近から御手水町を経由して福田町の八江農芸の農場前交差点までの、延長約4キロメートルの区間でございます。

また、この路線につきましては、県営事業で全幅員が基本6メートルで整備されており、一部見通しが悪いカーブなどがあることは認識しております。

特に、県道諫早多良岳線から長田川に架かる御手水橋までの、ほぼ中間点となる約2キロメートルの区間のうち、約1.6キロメートルの範囲で雑草の繁茂や、竹や雑木が道路に迫り出すなどの影響があることについて確認しております。

一般の普通車両は、道路端の雑草や落ち葉や落ち枝などが通行の支障となりますが、車高の高いアームロール車では、高所の竹や雑木も支障となり、見通しも悪化させることから、今後の継続的な対策について道路管理者である諫早市と協議を重ねているところでございます。

また、可能であれば、一定の区間内において、車両が離合できるような箇所が確保できないかなどの調査も始めているところでございます。

第2期ごみ処理施設が稼働した後につきましても、アームロール車によるこのルートでの搬送は続くこととなりますので、全4キロメートルの区間の全てを片側1車線の道路に拡幅することは、現実的に難しい状況でございますが、安全性の確保に向けて諫早市の協力をいただきながら、継続した対応を行っていくことといたしております。

○議長（南条 博君）

中野議員。

○7番（中野太陽君）

では、(2)に移ります。

道路の危険箇所を拡幅するには、どのようなプロセスが必要か。

先ほどの質問に対する御答弁の中で、離合できないか、今、調査をしている

ところだというふうにありました。市と協議中というところでは、そのプロセスでいけば、例えば工事主体が組合なのか市なのか、それぞれ違ってくる部分もあると思います。工事の設計を誰がするのか。設計はするけど、実際の入札はどこがするのか。こういったところが不明といいますか、どのようなことが可能なのかというところで質問をさせていただきます。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

道路の危険箇所を拡幅するには、どのようなプロセスが必要なのかについてお答えいたします。

アームロール車が通行している市道栄田菅牟田長田線を拡幅するプロセスとしては、当組合が事業主体、発注者になる場合と、道路管理者である諫早市がなる場合の2通りがございます。

当組合が事業主体になる場合では、まず工事に係る土地の測量や道路の設計の業務を発注しますが、これと並行して、道路管理者である諫早市との協議、拡幅するために必要な用地の地権者の方との交渉を経て、全ての条件が整えば、拡幅工事の入札を実施し工事を発注することができます。

当然、事業を行うためには、測量や設計に係る業務や工事の予算が必要で、その予算は構成市からの分担金が財源となりますので、拡幅工事の是非や妥当性、また、費用負担の在り方、施工後の維持管理の方法などの構成4市との協議、調整も並行して行う必要があります。

この協議が整った後に、予算の議決を経て初めて入札が可能となるものがございます。

一方、道路管理者である諫早市が事業主体となる場合がございますが、生活道路である市道の拡幅工事でございますので、業務や工事に係る費用を全て諫早市で負担するというのであれば、組合や構成市との協議も必要なく、諫早市単独で事業を進めていただくこともあろうかと思えます。

しかしながら、この道路の拡幅要望の発端は、当組合のアームロール車であることから、組合として、その費用の全部、または一部を負担して事業を実施する手法も可能であると考えております。この場合は、当然、当組合が事業主体のときと同じように予算に係る構成4市との協議、調整も行う必要がございます。

いずれの場合におきましても、当組合単独では対応することができませんので、構成4市の皆様の御理解と御協力をいただきながら、一つ一つのプロセスを踏んでいく必要があると考えております。

○議長（南条 博君）

中野議員。

○7番（中野太陽君）

はい、分かりました。

これは当然、ここにおられる組合議員の皆さんからも、これまでこの道路の拡幅については、るる要望、要請、そして早くすべきだというような声が上がっております。諫早市におきましても、同様の内容の質問、一般質問でもされております。

ただ、その中で私がちょっと疑問に思っていたのは、先ほどのプロセスの中で、どちらが主導権を持ってやるのかというところと、他市の理解が得られるかどうか、いわゆる組合のですね。その部分でいくと、このごみ処理車、アームロール車が通行する部分がなくなった場合、非常にどこがいわゆる困るか、問題に陥るのかというのは、これは構成4市全てなんですよね。この道路を、全ての構成4市のアームロール車が走ってくるという形になります。

そういった意味では、私はこの拡幅について御理解をいただくことは可能だというふうに思います。

ですので、そういった意味では、ちょっと(3)にも係わりますけども、今、ちょっと通れないというような状況がどういう時が起こり得るかという、例えば地震、大雨などによる崩落、これで道路が寸断されるという場合や、先ほどちょっと御答弁でございましたけれども、竹とか雑木、これの倒木というところが考えられると思います。

そうなった場合、じゃあ、今度どうするのかというところがちょっと心配になる部分がありますので、そちらをちょっと先にお伺いしたいと思います。こういった災害に対する早急な対応、もし寸断された場合、それはその後どのようなルート変更とかあるのか、こういったところのいわゆる準備がされているのか伺います。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

災害などにより、道路が寸断されないよう早急な対応が必要ではないかについてお答えいたします。

地震や豪雨による地盤の崩落や倒木など、災害への対応につきましては、組合としても必要であると認識しております。

これまでも倒木など発生した際は、組合職員で復旧しておりましたが、対応できない場合は道路管理者である諫早市へ連絡し、対応していただいております。

実際に不測の事態で通行できなくなった場合につきましては、一時的に別ルートに変更する必要がございますので、その際は、沿線の住民の皆様、やむを得ない緊急の対応であることを御説明し、御理解と御協力をいただければ幸いです。

○議長（南条 博君）

中野議員。

○7番（中野太陽君）

今のお話でいくと、例えば、仮の話には答えられないとよく言われるときがありますけど、この場合は緊急の事態のときには、いわゆるこういうふうな腹案がありますということを地元の方に説明をしているのかなと私は思ったんですけど。今のお話だと、その都度その都度、そのルートに関係する方々に説明をして、了解を取らないと、いわゆる運搬ができないというふうにちょっと感じたんですけども。私はそこは先に言うておくべきじゃないのか、こういう事態が起り得る場合は、ここの道路を使わせてもらう可能性がありますということは伝えてもいいんじゃないのかなと思うんですけど。今までの協議の中ではそういった地元との協議はされたことはないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

これまでの協議の中で、災害等で通行不能となった場合の協議は特に行っておりません。今、想定しておりますのは、ここの福田中山線、あるいは福田中山東線の方がルートとしては想定ができるのじゃないかと思っております。

ただ、この道路も、被災の状況もございますので、その状況を諫早市の道路課とも確認しながら、地元の方にお問い合わせしてまいりたいと考えております。

○議長（南条 博君）

中野議員。

○7番（中野太陽君）

地元の方には、そういったところは早めにやはり私は福田中山線、中山東線に関してはですよ、通る可能性がありますよというところを。整備されたわけですよ、これまでも道路の整備を、拡幅工事をね。

こちらの御手水の方に係る菅牟田長田線の方は、はっきり言ったらこちらよりも道路も狭い、狭小、そして倒木の可能性もある、雑木もあると。その問題点が1.6キロはあるというふうなところでいくとね、順序からすればですよ、やはり拡幅を急ぐべきじゃないのかなというふうに思います。

そして、主体ですよ。組合で今する場合どういうふうな問題点があるのか。だったら諫早市にこうお願いしますよ。そこの中で多分問題になってくるのは予算だと思うんですよ、財源。その予算がこれだけあるから諫早市、お願いできませんかという立場を組合がはっきりするのか。

それとも予算ができるまで、組合が正直もうやりますよと、今後。さらに予算、今もうすぐピークに来ますので返還とかが、それでいくと、もうしばらくお待ちくださいという立場を示すのかというのは、早めに私は示すべきじゃないのかなというふうに思います。どちらが主体でもいいので、急いでここの

道路の安全性を確保すると。

先ほど災害のときの二次的な、いわゆる交通ルートの予測もしておく。当然、どっちも駄目になる可能性もありますので、それは簡単にはいかないと思いますけれども。そういったところはやはり事前準備として必要だと思いますので。その予算の件ですね。今すぐできるのか、どれぐらいで予測されているのか。諫早市でやっぱりしてもらった方がいいと思っているのか。その辺りは何かお答えできますでしょうか、伺います。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

具体的な改修方法だとか、そういったところについて、今、できる範囲では、組合としましては、支障木の伐採を本年度中、来年度以降も継続して行うようにしております。

あるいは諫早市の道路課の方としましては、御手水バス停付近の舗装工事なども、今、既に行っているところがございます。

今後も引き続き、継続して対応していくことといたしております。

○議長（南条 博君）

中野議員。

○7番（中野太陽君）

組合側としては、組合が主体として、道路拡幅は今後やっていきますよという思いなのか。諫早市に負担金を、こちら側である負担金といいますか、分担金ですね。分担金で財源は確保しますので、諫早市主体でお願いしますという姿勢をどちらでいくのかというのは、はっきりした方が私はいいと思いますよ。

諫早市も正直言って、自分たちがしなきゃいけないんですかというような態度を取る可能性もありますよね。そこは早めに詰めてもらいたいですよ。

今のところ、組合としてはどのように考えているんですか。言及できますか。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

諫早市の道路課の方とも、今年度に入ってから数回、協議を重ねているところがございます。組合といたしましても、市道の拡幅ということでありますので、地形的な問題がございます。斜面がここはあるというので、かなりの経費もかかることだろうと思っております。ですから、組合が主体となって行うというのは非常に難しいのかなというふうな考えを私は持っております。

だから、組合としましては、分担金、負担金を、その工事に係る負担金等を支出していくのがいいのかなというふうには考えているところがございますが、これもまた、諫早市の道路課との詳しい協議になりますので、今のところ、

そういう考えでございます。

○議長（南条 博君）

中野議員。

○7番（中野太陽君）

分かりました。

あとは予算の部分だと思っておりますので、今ので了解したということで次に行きます。

2番、地域協議会の枠組みについてです。

先ほど、るる説明ございましたけれども、このごみ処理車、アームロール車が通行するところというのは、この長田町というところは非常に広く分布しているところでもございますが、この地域協議会の枠組みに入っているのは、いわゆる3つの自治会という形になっております。

これをね、ここを入れてくださいとか、あそこを入れてくださいと私は言うつもりはないですが、この第2期計画において、先ほどの道路の関係もございますけれども、自治会の枠組みについてはどのような声が上がっているのか。

また、連合自治会と書いていますけれども、長田は連合自治会がありますので、その会長に入ってもらおうとかということをしてもいいのかなというふうに思っているんですが、そういった意味合いの質問をさせていただきます。御答弁をお願いします。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

対象の自治会、もしくは連合自治会を追加する考えについてお答えいたします。

県央県南クリーンセンター地域協議会につきましては、当クリーンセンターの運転状況を把握し、地域住民の協調及び連帯を基本に、当組合と交流及び意見交換することを目的に設立された協議会です。

また、この協議会は、クリーンセンターに直接利害関係を有する福田町中山地区、御手水町、中田町の地権者及び当該協議会の総会で決定されたもので組織すると定められております。

したがって、アームロール車の搬送ルートとなっている長田町、あるいは自治会連合会長田支部の協議会への加入につきまして、協議会の会長と副会長でもある3町内会の自治会長にお話をさせていただきましたところ、この地域協議会は、もともとクリーンセンターに隣接する自治会で組織されてきたものであり、アームロール車の搬送ルートのために組織されたものではないとの御意見を賜ったものでございます。

地域協議会の組織、構成は、協議会の皆様で決定されることになっておりますので、当組合といたしましては、地域協議会の皆様の御意見を賜りながら対

応してまいりたいと考えております。

○議長（南条 博君）

中野議員。

○7番（中野太陽君）

現在ある地域協議会の皆様は、これまで作った経緯でいくと隣接した所が主体になるというところで、これ以上増やせないんじゃないでしょうかというお答えだったと思います。

逆に聞きますけれども、道路が接しているところ、いわゆる道路の関係する長田町の隣接する部分、長田町の今ありましたけど、連合の町内会の支部長からはどのような御意見があったのかは答えることができますでしょうか。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

長田町の自治会連合会の長田支部長の方からのそういったお声というのはお聞きはしておりません。私も自治会連合会の長田支部の総会の方にはお伺いして、事業の進捗状況など御説明をさせていただいておりますけれども、その際もそういったお声は私どもには届いておりません。

○議長（南条 博君）

中野議員。

○7番（中野太陽君）

分かりました。

ちょっと私としては杞憂で済んでよかったなというふうに言うしかないんですけれども。ここの道路がやはり拡幅してほしいという声や、ルートを変えてほしいという声が昔からあっていただけですけれども、現在、その状況は自治会とかからは大きく上がっていないというふうに理解ができるのかなというふうに思います。要は、あとは拡幅ですね。現状のルートの拡幅をしてほしいという声は上がっておりますので、そちらの方で進めていくということで、枠組みは変わらないということで理解したいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（南条 博君）

質問者交代のため、しばらく休憩いたします。

(午後2時25分 休憩)

(午後2時26分 再開)

○議長（南条 博君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次に、6番松永隆志議員。

○6番（松永隆志君）

皆さんこんにちは。諫早市議会議員松永隆志でございます。

私、この地元福田町の間でございまして、ここの建設当初からですね、ずっと見てまいりました。

今後ですね、新しい処理施設ができております。この福田町ですね、現在の処理施設、そして、諫早市だけの頃の処理施設と3つ並んでいるわけです。ごみ処理3代がこの福田に存在しておりまして、それらについて、福田町の方々も、この施設については十分理解して、そして、ごみ処理というものの大切さについても理解しておられまして、協力いただいているものと思っております。

今度、新ごみ処理施設ができます。第2期の組合としての処理施設、これが具体的な竣工までのスケジュールについて、まずお伺いして、その後、問1、(1)、(2)という順番で質問させていただきます。よろしく願います。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

第2期ごみ処理施設の竣工までのスケジュールについてお答えいたします。

第2期ごみ処理施設につきましては、令和4年5月に工事請負契約を締結し、その後1年ほどかけて設計が行われ、令和5年4月18日に建設工事の安全祈願祭が執り行われました。

その後、地盤改良などの基礎工事が行われ、令和6年に入ってから、建物の建築工事が本格的に開始され、昨年10月頃からは、ごみ処理を行うプラント工事に係る工事にも着手されており、昨年12月末現在の工事の進捗率は、土木建築工事が62パーセント、プラント工事が16パーセント、全体では35.3パーセントという状況でございます。

今後のスケジュールといたしましては、今年末までにはプラントに係る工事もほぼ完了し、焼却炉に火が灯される火入れ式が行われる予定で、その後、令和8年4月の供用開始に向けた試運転が来年の年明け頃から実施されることとなっております。

○議長（南条 博君）

松永議員。

○6番（松永隆志君）

今お伺いしましたら、ほぼ順調に進んでいるというふうに理解してよろしいかと思っております。

令和8年、来年の4月竣工ということで、新しい施設に移行する場合にはですね、今の施設が平成17年に出来上がったときに何が起こったかといったら、問題の不具合が起こったわけですね。不具合が起こって、処理ができない期間があって、その間には他市にまでお願いして処理していただいたという経緯があったと思います。

今回ですね、ストーカ式で構造的にも単純ですし、まずそういうことは起こり得ないと私も思っておりますけれども、仮にそういう不具合が起きたときには、どう対処していくのか。もう答えは1つ、不具合を起こさないように事前に準備をして、点検してやっていきますというのがお答えだろうと思うんですけれども、このときの対応策というのは考えておられますでしょうか。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

第2期ごみ処理施設の運転に不具合が生じたときの対応策についてお答えします。

第2期ごみ処理施設の完成は令和8年の3月31日で、供用開始はその翌日の4月1日の予定でございます。

現施設と新施設の2つのごみ処理施設を共に同時期に供用することは、法的には認められておりませんので、新施設の稼働後は、現施設の供用を終わることとなります。したがって、新施設の稼働につきましては、供用開始の3カ月前ぐらいから試運転を行う計画であり、この試運転では、実際に搬入されるごみを使用して、実際の運転と性能試験を十分に注意し、確認をしながら実施することにより、予定期日から本格稼働ができるよう対応することといたしております。

○議長（南条 博君）

松永議員。

○6番（松永隆志君）

今のお話からいくと、3月、竣工4月前には試運転を行っていくということですが、その試運転は、実際のごみを搬入して処理されるんでしょう。

それでいきますと、そこが、言ってみれば同時並行で2つ処理施設を使うことに、法的にはそこは問題ないんですよね。

4月1日になったら、もう1施設しか駄目だから、法的な考え方で新しい処理施設というふうになるということで理解していいかと思うんですけど私も以前、平成17年の不具合の時に、どうして2つ処理施設を回していきながら、こっちが不具合だったら、旧施設が稼働できるような体制を残した方がいいんじゃないかと、今も思っていたんですけど今の回答からいくと、それができないというふうに理解してよろしいかと思うんですけど、間違いございませんか。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

法的には、同時に2つのごみ処理施設を稼働することはできませんので、先ほど議員がおっしゃったとおり、そのとおり御理解していただいて結構だ

と思います。

○議長（南条 博君）

松永議員。

○6番（松永隆志君）

ありがとうございます。

そしたら、もう1つ伺います。

ここに書いておりますように、今の施設というのは非常に何でも処理できるようなすばらしい施設、21世紀型のガス化溶融炉という形で造られました。

そして、問題点が1つ残るのが、ごみ処理のコストが大変かかっている。これはもう裏でJFEさんが持っているコストやなんかを考えていきますと、大変なコストがかかってくる。今度の新施設というのはですね、ストーカ式でその辺の処理能力というかな、コスト面での能力が非常に高いと思うんですけども、その辺は現有施設と比較してどのような感じになっておりますでしょうか。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

ごみの処理コストについてお答えいたします。

第2期ごみ処理施設の整備に係る事業方式は、建物の設計、建設及び建設後の20年間の運営、維持管理までを含めたDBO方式を採用して入札を行っております。

また、第2期ごみ処理施設は現施設のガス化溶融炉のガス化改質方式ではなく、ストーカ式焼却方式を採用しております。

第2期ごみ処理施設でのごみの処理コスト、運営経費に係る20年間全体の契約額は118億8,220万円でございますので、年間では約6億円を予定しているところでございます。

なお、現施設に係る運営経費につきましては、令和2年度からのつなぎ運転期間に係る年間の運転管理業務で7億2,600万円、点検整備補修業務で約12億円、合計で約19億円かかっている状況でございます。これだけと比較しても、施設の整備基本方針にありますように、第2期ごみ処理施設は、経済性に優れているとともに長寿命化を図ることができる施設であると思っております。

○議長（南条 博君）

松永議員。

○6番（松永隆志君）

処理コストも安くて、ただ心配なのは、今のこういうふうな処理施設になった、広域化していったのは、ダイオキシン関係の発生がそもそも全国的に問題

となり、このような体制をつくってきたと思うんですけども。その辺のダイオキシン対策とかなんかについては、この新施設ストーカ方式ですけども、十分取られているということで考えてよろしいのでしょうか。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

現施設と新たな第2期のごみ処理施設につきましては、双方ともダイオキシン対策が十分に取られていくものと考えております。

○議長（南条 博君）

松永議員。

○6番（松永隆志君）

ありがとうございます。

それでは、2番目に移ります。

今回の新型炉はストーカ方式ということで、当然、燃やして灰が出るというタイプになります。もうガス化溶融炉と基本的な考え方、性能、全く違ってくるわけでありまして。従来型といたら分かりやすく、普通の炉にまた戻ったということですけども、実際に今回、南島原市の一部もまた加わりまして、ごみの総量としては増えてくる。そして、処理した後、今までは最終処分場も要らない形の炉でしたけれども、当然、減量化するにしろ、搬出という作業が出てまいります。ですので、この搬入量、搬出量は大体どの程度考えておられるのかですね。日量なり何なり基準、区切ってで結構ですので、教えていただきたいと思っております。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

新施設へのごみの搬入量と焼却灰の搬出量についてお答えいたします。

現在、東部リレーセンター及び西部リレーセンターに持ち込まれたごみは、アームロール車により諫早市の市道栄田菅牟田長田線を通して搬送されており、令和5年度のごみの搬送量は、東部リレーセンターからで1万8,267トン、西部リレーセンターからは1万5,494トン、合計で3万2,761トンとなっております。

第2期ごみ処理施設が供用開始し、南島原市全域が処理区域となる令和8年度に搬送されてくるごみ量は、東部リレーセンターからは約1万6,000トン、西部リレーセンターからは約1万2,000トン、南部リレーセンターからは約8,000トン、3施設合計で約3万6,000トンを見込んでおり、年間で約3,000トン程度の増加になるのではないかと推定しております。

しかしながら、ごみ減量化につきましては、令和8年度以降も継続的に削減目標が定められており、令和14年度までに構成市全体でさらに約9,000

トンを削減する計画となっていることから、ごみ減量化の取組が計画どおり進めば、将来的には現状を下回ることも十分に期待できるものと考えているところでございます。

一方、新施設からの焼却灰については、年間で約7,000トン程度を予定しておりますが、現施設では焼却灰は発生しませんが、スラグなどの副産物が、年間で約7,700トン発生しており、市道福田町中山線を通って運搬されております。

また、現施設で使用しています液化天然ガスは、大型のトレーラーでほぼ毎日市道福田町中山線を通って運搬されておりますが、新施設での利用はありませんので、この運搬がなくなることになります。したがって、第2期ごみ処理施設から焼却灰の運搬が始まれば、市道福田町中山線を通る運搬車両の台数は現施設より減少していくものと見込んでいるところでございます。

○議長（南条 博君）

松永議員。

○6番（松永隆志君）

今の御答弁にありました、福田、下から登ってくる量というのは、言ってみれば、助燃剤を含めまして、そして、スラグとか出たものの出入りに使っていて、島原半島の方から来るのは上の道を通ってくるという考え。

今後の灰の搬出というのは、どの経路を考えておられるのか。その辺のところは、もう計画しておられると思うんですけども、どうなっていくんでしょうか。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

第2期ごみ処理施設につきましての灰の搬出につきましては、市道福田町中山線を通って搬出する予定としております。

○議長（南条 博君）

松永議員。

○6番（松永隆志君）

当然その辺については地元との打合せが済んで御理解いただいているものと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

それと、地元といっても、今の福田町に下から上がってくる分。そして、上の道については、もう先ほど来、道の狭さ、それに対する組合としてできる部分というのも先ほど御説明がありました。最終的に市道の部分については、諫早市との協議を詰めていくと、そこで理解できましたけれども。その他の部分で地元からの要望なり、特に福田から登ってくる分、今度は福田を利用ということで、福田の方からの地元からの要望とか、そういうものはございませんでしたでしょうか。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

福田町の方からの御要望につきましては、特別新たな御要望というのは上がってきておりません。

○議長（南条 博君）

松永議員。

○6番（松永隆志君）

それでは、先ほどの上からの道の件、市道の件、そして今後ですね、実際に始まってから地元からもいろいろな御意見とか要望も上がってくると思いますので、その辺に対する対応、打合せはよろしくお願いいたしたいと思います。

次に、3番目の焼却灰の資源化と最終処分場についての質問でございます。

今の計画では、焼却灰については資源利用ということで考えておられると思うんですけども、これが将来的にも上手くいくのか。焼却灰については、やっぱり先般ですね、この組合の研修として福岡に行って、最終処分場やなんかを見てまいりました。ストーカ式でやっていくと、必ずその灰をどうするかと、最終処分場というのも避けて通れない面もあろうかと思えます。それに対する組合として、現時点で結構です。それは将来に渡ってこうですと言いつけられるもんじゃないと思いますので、この辺についてのお考え、将来見通しについてお伺いいたします。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

焼却灰の資源利用の将来見通しについてお答えいたします。

第2期ごみ処理施設は、現施設のガス化溶融炉と異なり、ごみを焼却して処理するストーカ炉であるため、処理後にはごみの焼却灰が残るため、これを処分する必要があります。

また、この灰につきましては、第2期ごみ処理施設のごみ処理システムを決定する際に、灰のセメント原料化を含む生成物資源化を採用し、事業に取り組んでまいりました。

焼却灰の資源利用の状況や将来の見通しでございますが、第2期ごみ処理施設からの焼却灰の受入先につきましては、現状確保できている状況ではございますが、セメント業界全体に対する国内外の需要は、国際紛争などの影響もあって、少しずつですが減少傾向にあると処理業者の方からお聞きしているところでございます。

○議長（南条 博君）

松永議員。

○6番（松永隆志君）

今のところ、原料化の方向で進んでいるけれども、場合によっては、やっぱりそこで処理というものに支障を来すおそれもあるわけですね。

それで、2番目の項目に設けております最終処分場。これについて、やっぱりこれはもう検討しておくべきかなという、お考えがあるのかないのか。これを検討したからといって、すぐ最終処分場、はい、そこってできないわけですよ。やっぱりそういうものを造ると大体10年ぐらい地元やなんかとの調整、候補地の選定からスタートして、その辺の時間を要するものだと思います。十分、その最終処分場の計画地には御理解をいただかなくちゃいけない。その辺での今の考え方としてはどういうふうに思っておられるのかお聞かせください。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

最終処分場に関する組合としての考え方についてお答えいたします。

当組合は、平成11年の設立当初から、ごみを最終的に処分する最終処分場を保有しないまま今日に至っている状況でございます。

現施設が建設された二十数年前の当時に比べ、焼却灰のセメント原料化などの技術や取組みが進歩し、その受入先も確保する見通しが立ったことから、第2期ごみ処理施設ではストーカ式焼却方式を採用したものでございます。

しかしながら、セメント業界を取り巻く環境は国内外の情勢に左右されることから、当組合の施設に限らず、長期間にわたって焼却灰の受入れの約束が保障されているわけでもございません。したがって、今すぐということではございませんが、当組合における最終処分場の整備につきましては、第2期ごみ処理施設で、将来にわたって安定的に処理を続ける上で避けて通ることができない課題であると認識しております。したがって、情報収集に努め、研究していかなければならないと考えております。

○議長（南条 博君）

松永議員。

○6番（松永隆志君）

今御答弁がありましたように、今後、やっぱりこの課題については十分組合として研究を重ね、そして、やっぱりその方向性というのは、もう一定必要になってくると思いますので、できるだけ研究を重ねて、こっちの最終処分場が要らないなら、今の形というのは非常にいい形ですので、その方向は維持しながらも、十分検討を重ねていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

第4番目の項目で、ごみ減量化の問題ですけれども、今回のストーカ方式になりますと、分別というのが、今のガス化溶解炉から比べますと、格段にやっぱり分別をきちっとしていかななくちゃいけないと思っております。それは1

つには、環境に対する負荷を考えた上でも、分別をきちっとしていくというのは、SDGsの方向性にもかなっております。

再資源化、そして再利用というのをできるだけ増やしていこうという考え方で、今の炉というのはプラスチックでも何でもかんでも、きちっと処理できますよという形のもので、確かにそれで電気でも効率よく発電できたら本当に夢の炉なんですよ。

しかし、考え方によりますと、夢の炉だったけど、電気が思うように発電していなかったと。もう高級外車に乗っているような、居心地よくて便利はいいけれども、そこまでの性能がなかったということ、コストが悪かったということが言えるんじゃないかと思います。

今後は、この新しい炉に合った分別の方法、どこまでどのくらいやっていった方がいいのか。これはまず組合の方で御提示いただいて、それに従って4市ともきちっとした形で分別が進んでいかなくちゃいけないと思います。

そしてもう一つは、先ほど来、事務局長も言っておられたごみの減量化、こういうものについて、組合としてはどういうふうに考えておられるのか、併せてお願い申し上げます。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

新施設に対応した分別の徹底の考え方についてお答えいたします。

現施設の第2期ごみ処理施設では、ごみ処理システムが異なりますが、当組合が処理することができるごみは、いずれも可燃性の一般廃棄物、いわゆる燃えるごみでございます。

したがいまして、第2期ごみ処理施設におきましても、まずはこれまでと同様に、燃えるごみ、燃えないごみの分別の徹底をお願いしなければならないと考えております。

また、燃えるごみの中には、プラスチック類や紙類などのリサイクルできるものも多く含まれておりますので、リサイクル、リユースなどに係る分別についても徹底をお願いしなければならないと考えております。

いずれにいたしましても、第2期ごみ処理施設の稼働が契機となって構成4市全体でのごみの分別の徹底が図られますよう、組合としてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（南条 博君）

松永議員。

○6番（松永隆志君）

今、御答弁いただいたように、分別ということが今まで以上に重要なキーワードになってくる。そして、それを市民の皆様方に話を聞くと面倒になる。今までのようなプラスチックでも何でも燃えるごみで処理できて、諫早は県内

で見ても、全国的に見ても、ごみについては気軽に捨てやすい環境の場所だったんですよね。それが分別が厳しくなると、ちょっと荷が重いかいという意見の方も多うございます。しかし、これはやっぱり習慣だと思うんですよね。その辺をきっちり皆さん方に理解してもらって、できれば分別をやって進めなくちゃいけないと思います。今後、この4市の課題だと思うんですけど、今ですよ、この新しい施設に沿った形での分別は、今と比べてどの程度細かくなるのか、その辺は分かりますでしょうか。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

現施設と新施設のごみの分別についてでございますけれども、現施設が新施設に代わりましても、ごみの分別については基本的には変わらない。燃えるごみの処理をすることになっております。

廃棄物、ごみの分別につきましてのお知らせ、市民等の広報につきましては、4市で構成します廃棄物担当課長会議等でもお話しさせていただいておりますので、令和8年4月に新しいごみ施設が供用開始しますが、その半年前、来年度の夏頃までには、広報紙等でお知らせできるように協議したところでございます。

○議長（南条 博君）

松永議員。

○6番（松永隆志君）

それでは今のお話からいくと、プラスチックごみ、例えば弁当殻とかなんかも一緒にポンと燃やすのが今の燃えるごみでの形になってはいますが、もちろんペットボトルやなんかは分けますよ、今でもね。その辺についてのプラスチック類なんかの分別というのは今までどおりでいいんですか。違うんじゃないですか、どうでしょう。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

ごみの分別につきましては、構成市の方で対応を検討されているところでございます。基本的には、現施設、新施設、取扱いの方は変わらないものと考えているところでございます。

○議長（南条 博君）

松永議員。

○6番（松永隆志君）

私としては、この今のガス化溶融炉と違ってストーカ式の、この炉に合った形での最適な分別の手法というのがあるんじゃないかなろうかと思って御質問したんですよ。ですので、その辺について、なぜそういうことを言うかという、

やっぱりそれを早く4市の皆さん方に理解してもらって、それに応じた分別が進んでいくというのが最もいい方法だろうと思って。

そしてもう一つ、熊本の環境センターに先般、研修で視察に行かせていただきました。それで感じたのが、やはり、この炉にあって、そして分別含めてリユース、プラスチックごみをどう減らしていくか、生ごみについてはどのような形で処理していったらいいのか。そして、地球環境での問題点というの何なのかというのを、この勉強の場がつくられていて、熊本県の小学生は一度はそこに見学に来て勉強していくような場を設けてあったわけですよ。ああいうところまで4市の考え方としてなっていくならば、非常にいい方向で、この環境組合が主導的になって、ごみの分別から環境負荷が少ないやり方というのができていくんじゃないかなと、そう思ってお伺いしているんで、その辺のお考えはどうなんでしょうか。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

生ごみの減量化の具体的な考え方についてお答えいたします。

店舗や家庭から出される生ごみは、そのほとんどが水分でございますので、第2期ごみ処理施設の燃えない水分を処理することで、多くの熱量、エネルギーが必要になってまいります。

そこで、当組合では構成市内の小学校4年生や市民団体を対象に、施設見学を積極的に受け入れており、その中で、生ごみから少しでも水分が取り除かれるよう、生ごみの二絞りの重要性を説明し、各家庭で実践してもらえるようお願いしているところでございます。

特に児童の皆さんには、ごみの分別やりサイクルについても学習していただくことで、大人になったときに、これらが当たり前、当然のこととして、ごみを取り扱っていただけるよう継続して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（南条 博君）

松永議員。

○6番（松永隆志君）

本当は、まだ生ごみまで至ってなくて、その前の段階での質問だったんですけども、生ごみを含めて、やっぱり環境負荷が少なくなるようにという局長の御答弁、分かりました。

生ごみの減量化というのは、本当に先ほど、ストーカ式の処理施設というのは燃えるものの処理であって、生ごみ等で水分の多いものについては、本当は堆肥化なり何なり別の処理、バイオマスみたいな処理手法というのがあろうかと思えます。そういうことで、ここの組合の本来的業務じゃないかもしれませんが、その生ごみの処理というものについて、この組合としても別建

てで処理方法というものを検討する余地というのは、一つの課題として、今後考えていかれるのか、その辺についてはいかがでしょう。

生ごみは減らせば燃えるごみだけになって、処理効率もよくなる、コストも安くなるはずなんです。その辺についてどうお考えでしょうか。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

生ごみの処理につきましては、構成4市の方でも、生ごみ処理機の購入に対する補助金等々交付しながら、生ごみを減らす、再利用に向けて取り組まれているところでございます。

組合としましても、引き続き適切な対応ができますよう検討していきたいと思っております。

○議長（南条 博君）

松永議員。

○6番（松永隆志君）

御答弁の趣旨は分かりました。しかし、各議員も各地で聞いたら、このごみ処理については、詳細は、やはり組合のほうで聞いてくださいと。今の局長の構成4市でその辺は考えてくださいと。本当は合わさって、やっぱりこの4市融合統一してとなったら、やはり組合の方で音頭取りというのが必要になってくると思うんですよ。その辺は確かに生ごみの処理のやり方なんかは、生ごみ処理機というものとか、コンポストやなんか諫早でもやっております。私も昔からコンポスト、市で頂いて使っております。しかし、そういうふうなところを4市共通して、どういう基準でというところをやっていく方が、一段前に進んでいくんじゃないかと思っておりますので、今後の課題としては、ごみ減量化というのが大きなごみ減量の、生ごみを減らすといたら、単純に言えば絞って、絞りかすですから、かなりの負荷が減っていくわけですよ。そういうところも含めて、生ごみの前処理というのがどうやったらうまくいくのか。これはほかの地域の事例とかなんかも十分研究を続けていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

次、最後の質問です。

今、この処理施設で働いておられる従業員の方がおられると思っております。この組合で雇われている方、そして処理施設のJFEの方で雇用されている方とタイプは分かれると思うんですよ。

組合としては、自分の組合での雇用だけが責任範疇かもしれませんが、JFEで働いている方も、地元の方、こちらでの採用の方もおられるんじゃないかと思うんです。そういうことで、まず、組合で雇用されている形態の従業員の方々については、新施設ができます。新施設になると私は思うに、今までよりも人手がちょっと少なくなるのかな。その辺について全く変わらな

いならいいんですけど、その辺はどういうふうに組合としては考えているのか。

また、そのJFE雇用の方々についてはどのように考えているのか、この1と2、2つについて、併せて御質問いたします。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

まず、組合所属の従業員についてお答えいたします。

第2期ごみ処理施設整備運営事業の入札に係る実施方針の中で、雇用への配慮として、現施設において従事されている方の雇用が、新施設の方でできるだけ確保されるようにと定めているところでございます。これにより、当組合の所属で、ごみの受入作業に従事する会計年度任用職員の検査誘導員につきましては、6人中4人が新施設での同じ業務での採用の内定をいただいているところと聞いております。

なお、残りの2名の方につきましては、年齢的なこともあり、新施設の採用は希望されなかったとのことでございます。

次に、JFE雇用の従業員についてお答えいたします。

現施設の運転と維持管理の業務を行うJFEエンジニアリング雇用の従業員は、合計で48名おられ、うち3名が本社の職員、25名がJFEのグループ企業の方で、残りの20名の方が派遣の職員であると聞いております。

第2期ごみ処理施設整備運営事業の入札に係る実施方針の現施設において従事されている方々の雇用の配慮につきましては、JFE雇用の従業員の方々についても当然該当することから、現在、新施設での採用を希望される方について、個別の面接、面談を行っていただいているところでございます。

現時点での状況といたしましては、JFEのグループ企業の25名のうち、12名の方が新施設で採用予定ということでございます。また6名の方は、そのままJFEのグループ企業に残られる予定であり、残りの7名の方は年齢的なこともあって退職される予定とお聞きしております。

なお、今後も引き続き、新施設への雇用ができるだけ確保されるようお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（南条 博君）

松永議員。

○6番（松永隆志君）

ありがとうございます。今局長の言われたように、雇用されている方、働いている方の次の職、働ける場所というものについては、細心の配慮をお願いしていきたいと思っております。もちろん、その方々は、諫早内の地域の方々でございますので、その辺の雇用というのを十分に配慮していただきたいと思っております。

今のお答えで私も一安堵いたしました。よろしく申し上げます。

最後に、ここにありませんけれども、今の施設、当然8年度の新しい施設竣工の次の段階として、この組合として、処理しなくちゃいけないと思うんですよ。それについてはどのようなお考えを持っておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

現施設の処理の方でございますけれども、交付金を活用しながら行っていくこととしておりますけれども、交付金の条件が、新施設の運用開始から3年以内に解体に着手するようというところでなされておりますので、その間において適切な処分を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（南条 博君）

松永議員。

○6番（松永隆志君）

3年以内に処理に着手するというところでございますね。ありがとうございます。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（南条 博君）

これにて、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

しばらく休憩します。3時15分から再開します。

（午後3時06分 休憩）

（午後3時15分 再開）

○議長（南条 博君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、報告第1号「専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて：ごみ受入作業の瑕疵に係るもの（県央県南クリーンセンター）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

報告第1号「専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて：ごみ受入作業の瑕疵に係るもの）」につきまして御説明申し上げます。

本件は、県央県南クリーンセンターのプラットホームで発生した車両損傷事故に関し、損害賠償の額を定めるものでございます。

別紙専決処分書を御覧ください。

概要でございますが、令和6年8月3日、当クリーンセンターのプラットホームにおきまして、本組合の会計年度任用職員である検査誘導員が、ダンピン

グボックス前のパレットに仮置きしていた粗大ごみのビーチテーブルをごみの破砕機の方に移動した際に、パレットの前に駐車していた軽自動車の運転席側後方バンパーに当該粗大ごみを接触させ損傷を与えたもので、その損害賠償額を2万7,500円と定め、令和6年9月12日に専決処分いたしましたことから、地方自治法第180条第2項の規定により御報告するものでございます。

以上で報告第1号の説明を終わります。

よろしく御了承賜りますようお願いいたします。

○議長（南条 博君）

これより報告第1号に対する質疑を行います。

なお、質疑は会議規則第49条の規定に基づき、1つの議題につき3回までといたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

報告第1号は、以上の報告をもって御了承をお願いいたします。

次に、議案第1号「県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

議案第1号「県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきまして御説明申し上げます。

本案は、本年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、本組合の一般職の職員の給与及び期末勤勉手当等について改定しようとするものでございます。

内容につきましては、本日お配りしました議案資料に沿って御説明をさせていただきますので、1ページの議案第1号参考資料を御覧ください。

改正の内容でございますが、2の令和6年度給与改定の1点目は、一般職の職員の給与につきまして、初任給をはじめ若年層に重点を置いて引上げを行い、平均で3パーセントの引上げを行うものでございます。

次に、2点目は、表に記載しておりますように、期末手当、勤勉手当につきまして、支給割合をそれぞれ一般職の職員は0.05月分、再任用の職員は0.025月分引き上げるものでございます。この令和6年度の給与改定のいずれも本年4月1日に遡及して適用するものでございます。

次に、3の令和7年度給与改定につきまして御説明いたします。

1点目は、一般職の職員の給料表につきまして、職員の職務や職責をより重視した給与体系に見直すものでございます。

2点目は、扶養手当につきまして、段階的に配偶者に係る手当を廃止し、子

に係る手当を引き上げるものでございます。

3点目は、管理職員特別勤務手当につきまして、支給対象時間帯を拡大するものでございます。

4点目は、再任用職員へ支給する手当につきまして、新たに住居手当の追加を行うものでございます。

なお、令和7年度給与改定のいずれも、令和7年4月1日から施行することといたしております。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南条 博君）

これより議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑のある方。

（「なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

次に、議案第2号「県央県南広域環境組合余熱利用施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

議案第2号「県央県南広域環境組合余熱利用施設の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

本案は、県央県南広域環境組合余熱利用施設の現在の指定管理者の指定期間が、令和7年3月31日をもって終了することから、令和7年4月1日以降の指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項及び県央県南広域環境組合余熱利用施設の設置及び管理に関する条例第7条の規定により議会の議決をお願いしようとするものでございます。

指定管理者の候補者は、東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番9号、株式会社協栄で、指定の期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

とございます。

それでは、候補者の選定結果について御説明いたしますので、議案第2号の資料を御覧ください。

募集につきましては、令和6年9月18日から11月18日までの2カ月間を受付期間とし、指定管理料の年度額を税抜きで1,600万円を上限として公募により指定管理者の募集を行った結果、応募があったのは1団体でございました。

次に、選定方法ですが、当組合の幹部職員3名と、構成4市の廃棄物担当課長の4名の7名で構成する指定管理者選定委員会を開催し、税理士による経営状況の分析、提出された事業計画書や応募者に対するヒアリングにより総合審査を実施し、その結果を踏まえて選定を行いました。

選定結果ですが、指定管理者の候補者は、現在の指定管理者であります株式会社協栄でございます。

候補者の事業の内容につきましては、建物の総合管理、各種イベントの企画運営、スポーツ施設の管理運営のほか、多くの指定管理施設の運営も行っておられる団体でございます。

審査に当たりましては、施設の設置目的に沿った事業計画となっているかなど、条例第7条に規定する①から④までの4つの基準により総合的な審査を行ったものでございます。

また、本日配付いたしました議案資料の2ページと3ページに議案第2号参考資料といたしまして、候補者から提案がありました主な事業の内容を一覧にした表を、次のページに選定委員会委員の総合審査結果の集計表を提出させていただいております。

なお、総合審査の結果は、表の右下に記載のとおり、評点の合計は517点で、平均すると73.9点でございました。

また、全ての委員の評点の合計点が、指定管理者の審査基準の条件である420点を上回っていたことから、候補者として決定したものでございます。

今後の具体的な事務の流れといたしましては、5年間の指定管理業務に関する包括的事項を定めた基本協定を締結し、その後、年度ごとに指定管理料や事業計画などに関する年度協定を締結して、第5期目となる指定管理がスタートすることになります。

以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南条 博君）

これより議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。中野議員。

○7番（中野太陽君）

質問いたします。

議案第2号の参考資料で伺います。

これについては、特に下の方の5番のキャッシュレス決済とか、6番が20周年記念イベントというのは、独自の取組の中で、特に今年度、今回の内容に入っていると思いますが、1から4までの間で、前回の例えば、提案事項と重なっている部分とか相違点というのがあれば伺いたいと思います。

また、同じ会社ですので、聞き方がちょっと難しいんですが、年度ごとに協定を結ばれているというお話がございました。その中で、例えば今回提案事項でこれだけ6つの提案がなされています。これに関しての達成度というのは、その年度年度でされたりする予定があるのか、これまでしたことがあるのか、伺います。

○議長（南条 博君）

事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

参考資料として配付しております資料は、今現在の第4期から第5期に向けて主な提案内容でございます。

プール教室の拡充だとか、教室の拡充、これは今現在も行っているものを拡充するということでの御提案でございます。

新たな提案としましては、キャッシュレス決済の導入、あるいは記念イベントの開催、こういったものが新たに提案としてなされているものでございます。

目的の達成度についてでございますが、これまで指定管理者において、施設の利用者に対しましてアンケート調査を実施いただいております。その調査で把握し、対応や改善できたものもあると聞いております。利用者への施設の満足度につきましても重ねる毎に向上してきているものと考えております。

○議長（南条 博君）

いいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第3号「令和6年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

議案第3号「令和6年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

議案第3号の1ページをお開きください。

本案による歳入歳出予算の補正は、第1条に記載していますとおり、歳入歳出それぞれ2億4,059万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ92億9,344万2,000円にしようとするものでございます。

その内容としましては、予算書の3ページから4ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しておりますが、内容につきましては、本日配付いたしました議案資料で御説明いたしますので、4ページの議案第3号参考資料を御覧ください。

まず、歳入の（1）の財産運用収入ですが、これは基金で運用した預金利子を運用元の基金に積み立てるものでございます。

（2）の繰越金は、毎年お願いしております前年度の決算余剰金を、ごみ処理施設建設整備基金に積み立てるとともに、第2期ごみ処理施設建設工事費の前払金の支払いに充てるため、年度の途中で借入れた組合債の償還利子の支払いに充てるものでございます。

次に、歳出の（1）総務管理費は、歳入の財産運用収入の2万4,000円と繰越金のうち2億3,770万8,000円を財政調整基金とごみ処理施設建設整備基金に積み立てる予算でございます。

（2）の公債費は、先の繰越金のところで御説明しましたとおり、組合債の償還利子の予算でございます。

なお、参考でございますが、補正後の基金の令和6年度末現在高見込額は、表の右側の一番下に記載のとおり、合計で16億5,083万円を見込んでいるところでございます。

次に、予算書の5ページ、第2表債務負担行為補正の追加の表を御覧ください。

期間が令和7年度となっております表の上から3つ目の項目につきましては、毎年お願いをしております各施設の点検整備補修業務を計上させていただいております。

また、表の一番下には、議案第2号でお願いしました余熱利用施設のんのこ温水センターの指定管理料といたしまして、令和7年度から11年度までの5年間分の限度額をお願いしようとするものでございます。

以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南条 博君）

これより議案第3号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入と歳出を区分して行います。なお、質疑の際には、ページ数をお示しください。

質疑は、歳入歳出それぞれ3回までといたします。

まず、歳入に対する質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

それでは、次に歳出に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

次に、議案第4号「令和7年度県央県南広域環境組合一般会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（田島正孝君）

議案第4号「令和7年度県央県南広域環境組合一般会計予算」について、御説明申し上げます。

議案第4号の1ページをお開きください。

第1条に記載しておりますとおり、予算の総額を歳入歳出それぞれ298億5,704万5,000円に定めようとするものでございます。

第2条の地方債につきましては、後ほど資料で御説明申し上げます。

第3条の歳出予算の流用につきましては、同一款内における各項目間の流用について定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算の概要につきまして、議案第4号資料、①の令和7年度県央県南広域環境組合一般会計当初予算の概要により御説明申し上げますので、資料の1ページをお開きください。

令和7年度の当初予算の総額は298億5,704万5,000円で、前年度の当初予算と比較しますと、208億8,963万4,000円の増となっております。

予算編成に当たりましては、賃金や物価が上昇する中、現施設のつなぎ運転期間の安定稼働に必要な経費と、ピークを迎える第2期ごみ処理施設及び南部リレーセンターの建設工事などに係る必要経費を計上しております。

歳入予算におきましては、建設工事費に係る国庫補助金や組合債を計上するとともに、基金を取崩すことといたしました。近年の用役費や委託料などの上昇や、ピークを迎える建設工事費の財源を確保するため、構成市からの分担金については、前年度と比較して9億円増の49億円を計上することとなったものでございます。

それでは、2ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、費目ごとに前年度と比較しております。そのうち主なものについて御説明申し上げます。

1款は、構成市からの分担金でございます。予算額は49億円で、前年度と比較しますと9億円の増となっております。これは先ほど御説明しましたとおり、賃金や物価の上昇による用役費や委託料の上昇、ピークを迎える建設工事費に対応するためのものでございます。

次に、2款、使用料及び手数料のうち、手数料につきましては、ごみ処理手数料でございますが、前年度と同額の1億9,000万円を見込んでいます。

なお、下段(3)にごみ処理手数料の推移を記載しております。

次に、3款、国庫支出金でございます。予算額の81億167万7,000円は、ピークを迎えます第2期ごみ処理施設や南部リレーセンターの建設工事費などに係る国の循環型社会形成推進交付金で、前年度比69億2,716万1,000円の増となっております。

次に、4款、財産収入でございます。予算額が153万7,000円で、前年度比149万9,000円の増となっております。これは基金の預金利子の増によるものでございます。

次に、5款、繰入金でございます。予算額は14億9,476万9,000円で、ピークを迎える建設工事費に対応するため、基金を繰入れることとした結果、前年度と比較して8億3,992万5,000円の増額となったものでございます。

次に、6款、繰越金でございます。予算額1,000円で、前年度と同額でございます。

次に、7款、諸収入でございます。予算額は4,296万円で、前年度比2,824万9,000円の増となっております。これは、第2期ごみ処理施設の試運転期間中の売電収入につきましては、建設事業者の収入となりますが、売

電先の九州電力としては、本来の契約者である組合に対してしか支払うことができないということでございましたので、一旦この売電収入を組合が諸収入で受け入れて、同額を組合が建設事業者に支払うということにいたしましたので、その分が増となったものでございます。

最後に、8款、組合債でございます。予算は151億260万円で、前年度比121億9,280万円の増となっております。これは第2期ごみ処理施設及び南部リレーセンターの建設工事費がピークを迎えることから、大幅に増となったものでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

歳出につきまして御説明申し上げます。

増減の主な理由につきましては、下段の表に記載しておりますので、併せて御覧ください。

1款、議会費につきましては476万1,000円で、前年度比43万6,000円の減となっております。

次に、2款、総務費の1項、総務管理費につきましては、7,873万6,000円で、前年度比280万3,000円の増となっております。増の主な内容は、1目、一般管理費では職員人件費などの増、2目、財政管理費では、各基金の預金利子積立金の増によるものでございます。

次に3款、衛生費につきましては、293億2,029万8,000円で、前年度比208億1,112万6,000円の増となっております。

目別では、まず1目、クリーンセンター費は256億9,310万7,000円で、前年度比184億3,899万9,000円の増となっております。

増の主な内容は、第2期ごみ処理施設の建設に係る工事請負費などの増によるものでございます。

次に2目、リレーセンター費は、35億8,014万7,000円で、前年度比23億6,802万2,000円の増となっております。増の主な内容は、南部リレーセンターの建設に係る工事請負費などの増によるものでございます。

次に、3目、余熱利用施設費は、4,704万4,000円で、前年度比410万5,000円の増となっております。増の主な内容は、指定管理料の増によるものでございます。

次に、4款、公債費につきましては、4億4,280万円で、前年度比7,611万1,000円の増となっております。増の主な内容は、第2期ごみ処理施設及び南部リレーセンターの建設に係る組合債の大幅な増加に伴う支払利子の増によるものでございます。

5款、予備費につきましては、前年度と同額の1,000万円となっております。

次に、4ページをお開きください。

4 ページの(2)と(3)のグラフは、令和元年度以降の当初予算を目的別で比較したものでございます。

次に、5 ページを御覧ください。

5 ページの(4)は、用役費の主なものとして、LNGと電気代の予算措置額と使用量見込を前年度と比較した表でございます。

使用量につきましては、令和8年の当初頃から予定している新施設の試運転に伴い、現施設でのごみ処理量が減となることが見込まれることや、用役費の急激な高騰がやや落ち着いてきたことから、予算措置額につきましては、合計で前年度と比較して1億2,136万円の減となる6億7,980万円を計上しております。

次に、6 ページをお開きください。

(5)は、3款、衛生費のうち、現施設に係る主なものについて、前年度と比較した表でございます。

クリーンセンターとリレーセンターに係る運転管理業務や点検整備補修業務、現施設の閉炉に向けた支援などに係る業務、各リレーセンターからクリーンセンターへの一般廃棄物等搬送業務及び余熱利用施設の指定管理料でございます。

なお、クリーンセンター及びリレーセンターの点検整備補修業務の増減は、年次計画によるものであり、また、指定管理料につきましては、昨今の賃金や物価の高騰などを加味したことなどによる増でございます。

(6)は同じく3款、衛生費のうち、次世代炉に係る主なものでございます。

委託料の主なものは、クリーンセンター費で、第2期ごみ処理施設設計施工監理等業務及び焼却灰運搬処理業務、リレーセンター費では、南部リレーセンター設計施工監理業務に係る委託料でございます。

第2期ごみ処理施設の設計施工監理業務につきましては、管理棟から第2期ごみ処理施設にアクセスするエントランス棟周辺の敷地や、駐車場などを整備する設計業務が皆減となったことによるものでございます。

また、焼却灰運搬処理業務につきましては、令和8年の当初頃から試運転を予定している新施設から排出される焼却灰の運搬処理に係る業務が皆増となったことによるものでございます。

次に、工事請負費の主なものは、第2期ごみ処理施設と南部リレーセンターに係る工事請負費で、いずれも工期の最終年度で工事費もピークを迎えることから大幅な増となったものでございます。

次に、7 ページを御覧ください。

(7)は、債務負担行為の内容でございます。

表の一番下の余熱利用施設指定管理料につきましては、先ほど議案第3号の補正予算で御承認をいただいたものであり、その他の項目につきましても、既に議決をいただいているものでございます。

内容につきましては、表に記載のとおりでございます。

次に、8ページをお開きください。

(8)は、人件費でございます。

②の増減の明細でございますが、給料及び職員手当の増につきましては、人事院勧告に基づく給料及び期末勤勉手当などの引上げに伴い増となったものでございます。

なお、予算書では、32ページから37ページに給与費の明細を記載しております。

次に、9ページを御覧ください。

5は、基金の状況でございます。組合の3つの基金の令和6年度末現在高見込額は16億5,083万円を見込んでおります。財政調整基金の1億2,566万5,000円と、ごみ処理施設建設整備基金のほぼ全額の13億5,610万4,000円につきましては、ピークを迎える第2期ごみ処理施設の建設や組合債の償還に係る経費に充てることとしております。用地取得費につきましては、1,300万円を南部リレーセンターへの搬入道路拡幅のための経費に充てることとしており、それぞれの基金に預金利子を加えた令和7年度末における3つの基金の合計は1億5,759万8,000円を見込んでいます。

次に、10ページを御覧ください。

6は、地方債の状況でございます。組合が借入れた地方債と今年度の借入れ予定分を含めた地方債の内訳は、(1)の借入額等一覧表のとおりでございます。

(2)は、公債費償還一覧表でございます。平成17年度までに借入れました地方債につきましては、令和元年度をもって償還が完了しておりましたが、令和2年度に現施設の基幹的設備改良工事の財源として17億5,770万円を、令和5年度には、第2期ごみ処理施設の建設工事と南部リレーセンターの用地補償費に係る財源として9億3,750万円をそれぞれ借入れております。

また、今年度と来年度につきましても、第2期ごみ処理施設及び南部リレーセンターの建設に係る財源として、令和6年度に29億3,190万円を、令和7年度に151億2,610万円を借入れることとしているため、令和7年度末の未償還残額は、189億9,550万円を見込んでいるところでございます。

次に、11ページには、(3)で公債費の推移を、(4)で地方債現在高の推移を、それぞれグラフ化したものを記載しております。

なお、議案第4号資料②として、前年度予算額と増減額を記載した資料も提出しております。

以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南条 博君）

これより議案第4号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入と歳出を区分して行います。なお、質疑の際にはページ数をお示しください。

質疑は歳入歳出それぞれ3回までといたします。

まず、歳入に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

ないようですので、それでは次に歳出に対する質疑に入ります。馬渡議員。

○2番（馬渡光春君）

ちょっと質問をさせていただきます。

26ページです。3款の委託料の中で御説明がありましたように、クリーンセンターの焼却灰運搬処理業務、これは新たに発生する業務じゃないかなと思いますけど、この内容をもう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（南条 博君）

総務課長。

○総務課長（馬場英二君）

焼却灰の運搬処理業務の内容についてのお尋ねかと思います。

これにつきましては、第2期ごみ処理施設が来年の今ぐらいから試運転に入るということでございますので、その段階から焼却灰が発生するというふうな状況になっております。

この焼却灰につきましては、組合の方で処分、処理をするというのが所掌になっておりますので、組合の方で、今回、当初予算で予算化をお願いすることによってございまして、内容につきましては、まず、処理をしていただける事業所までの運搬業務、それにその処理をしていただける事業所での処理費用を合わせた額として今回お願いをしようとするものでございます。

○議長（南条 博君）

馬渡議員。

○2番（馬渡光春君）

すみません、これは新たに発生する費用ですよね。焼却灰は、もうここで処理しようと。それが来年の2月、3月ぐらいから試運転でこれを運ぶんだと。どこに、どのような形で運ぶのか。

それと、2月、3月分、これはあくまでも7年度予算ですから、年間にどのくらいを予定して、試運転で、これは大きいですね、1億1,958万円。令和8年度ぐらいからどのくらいの経費が組まれていくのか。7年度予算ですから、来年度で言われませんが、新たに発生する大事な経費になってくると思いますので、その点十分御説明をお願いしたいと思います。

○議長（南条 博君）

総務課長。

○総務課長（馬場英二君）

一応この分につきましては、新たに7年度から試運転期間でお願いするという予算でございまして、当然8年度からは、もう正式な本稼働ということになりますので、これにつきましては、この運搬処分についての費用をお願いするというところでございます。

一応7年度の試運転につきましては、ある特定の事業者ということで、現在計画しているのは、山口県内の事業所でお願いできるんじゃないかというふうなことで、この予算で試算をさせていただいているという状況でございます。

3カ月の期間の年間通しまして、このちょうど4倍ぐらいになるのかなというふうな考えもございしますが、本稼働になりますと、北九州であったり、あと福岡、大牟田、あとほかの事業所さんの方にも分散した形で運搬処分をお願いするような計画で考えておりますので、そこら辺りにつきましては、事業所さんの場所でも運搬費が異なってきますし、その事業者さんによっても、その処理費用というのも変わってくるというふうなこともございますので、一つの目安としては、今かかっている分が3カ月程度の費用でございまして、この4倍の額は超えないのではないかなというふうには思っておりますけれども、今後また、正式な契約を7年度中に結ばせていただくというふうな計画にいたしておりますので、そういう中でまた、8年度以降の処分費用につきましては、今後お願いをさせていただくという形で計画をいたしております。

よろしくお願いいいたします。

○議長（南条 博君）

馬渡議員。

○2番（馬渡光春君）

私たちも研修に行って、一番問題やったのはそこですね。場所はどこにするかと。今言われるようにセメントの需要が減ってきていると。それと、もし災害にあったら焼却灰が運び込まれないんじゃないかとか、いろんな研修をしてきましたよね。大牟田工場とか北九州にですね。それをやっぱり十分活かしていかなければならないと思いますし、私はこの予算が出ているから、もうある程度確定されているのかなと思って、その場所もまだ決定されていないと、この概算で予算は組んでおられるわけですか。

それと私が一番懸念するのは、これから先、令和8年度からどのくらいの負担がかかってくるのかなと、今まではこの経費はなかったわけですね。新たに発生する経費でございまして、そこら辺は十分、いわゆる構成市にも説明できるように、ある程度やっぱり金額を示していかなければならないと思いますので、その点どのように考えておられますか、よろしくお願いをいたしま

す。

○議長（南条 博君）

総務課長。

○総務課長（馬場英二君）

7年度の予算につきましては、山口県の事業所さんの方から、一応参考という形で概算ですけれども、お見積りを頂いた中での金額を概算という形で、まだ契約等々はございませんので、今回お願いさせていただいているという状況でございます。

8年度以降につきましては、当然、処分業者の方からも、やはり自分のところだけ、この組合から出る全ての灰を我々1社だけでお受けすることはやっぱりやめてほしいというふうなお話もいただいておりますし、リスクの分担というふうなことで、処理業者さんの方からも分けてほしいというふうなお話もっております。

当然、処理費用についても、それぞれの事業者さんで多少増減はするかと思うんですけれども、そのリスク分担という面も含めて、やはり、業者さんを複数社確保しながら、今後20年という長期にわたる運営になってまいりますので、そういったところで、7年度におきましてはきちんと組合と、その処分業者さんと交渉を行う中で、正式にそういった金額の方を詰めていきたいと。

金額的にはやはり、できるだけ低い方が当然いいわけですので、我々としても精一杯業者さんの方とも交渉して、適正な処理をしていただけたところをお願いをしていきたいというふうに思っております。

まだちょっと金額的なところをお示しできませんけれども、そういったところも含めて、来年度の当初予算編成の中では、当然構成市さんの方にもそれ相当の御負担をお願いする形になってまいりますので、十分協議、調整をさせていただいて、予算措置のほうをまたお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（南条 博君）

よろしいですか。

ほかにありますか。林田議員。

○1番（林田 勉君）

1点だけお尋ねさせていただきたいと思うんですが、前回、全協の時にも、この余熱施設の指定管理ということで説明があった中で説明されたのかなと思うんですが、資料で言ったら、②のところの5ページになるんですが、昨年度が1,034万9,000円で、次年度が1,760万円ということで、単純に言って170パーセントになっているよというふうな状況なんですけど、先ほど物価高とか人件費の高騰ということで御説明があったんですけど、それがあっても、20パーセント、30パーセントぐらいなら分かるんですけど、この70パーセントも上がるという主な要因というのを少し教えてもらって

いいですか。

○議長（南条 博君）

総務課長。

○総務課長（馬場英二君）

指定管理料というのが今回、税抜きで1,600万円ということで、昨年の約1,000万円から、税込みですと700万円ほど上がっているというふうなことでの御質問かと思えますけれども、当然、今回、指定管理料の上限を決めるに当たりまして、組合の方といたしましても、様々な関係、状況を検討は行ってきたところでございます。

やはり一番は人件費的なところかというふうに思っております。第2期の建設工事におきましても、やはり賃金等々、あと物価の方もございますけれども、賃金水準の上昇等もございまして、スライド価格をお願いしたというふうな経過がございます。

今回、最終的に決定をいたしましたのが、統計で言いますと、長崎県の統計調査である長崎県の賃金雇用の動きという統計調査がございまして、それによりますと、今年の令和元年の4月から昨年の4月までの上昇率というのが1.66パーセントというふうな状況でございまして、それらを採用させていただいたというふうなところと、あと、施設の維持管理料につきましても、総務省の消費者物価指数の上昇率というのがございまして、そういった、いろんなそういう統計資料も参考にしながら、今回一番難しいところだったんですけれども、この金額によって、応募していただける、していただけないというふうな、一番肝と申しますか、いろいろ組合の方でもいろんなパターンで検討させていただいた中で、今回この金額で公募させていただいたというふうな状況でございます。

○議長（南条 博君）

林田議員どうぞ。

○1番（林田 勉君）

今、1,760万円を上限としてという言葉があるんですけど、ということは、年度末においては多少変わってくるということの理解でよろしいんですか。精算するという意味ですか。その上限をするという意味がちょっと分からないんですが。

○議長（南条 博君）

総務課長。

○総務課長（馬場英二君）

公募の段階での上限ということでございます。5年間の各年度におけます委託料の上限ということで公募させていただいております。

実際に委託料につきましては、申請をいただきまして、事業計画の中で収支計画を立てていただいて、その中で委託料についても提案をお受けしており

ます。

それにつきましては、もちろん、この上限の以下で、同額か以下ということで提案を受けておりました、実際のところ、8年度当初については1,760万円という形での提案をお受けしておりますけれども、5年後につきましては1,600万円台ぐらい、多少下がっていくような、そういう計画というか、形で提案を受けておりました、最終的には基本協定の後に年度協定を締結いたしますので、その年度協定のときに、そういった委託料につきましても最終的に各年度の委託料につきましては協議をさせていただいて、その限度額内で決めさせていただくというふうな形で今後させていただくということになっております。

○議長（南条 博君）

よろしいですか。

ほかございませんか。中野議員。

○7番（中野太陽君）

先ほど県の統計調査ということで、長崎県の賃金の上昇率を基にという意味ですかね。ちょっとすみません。相手方は本社が東京ですよ。向こうは東京の、例えば賃金上昇とか価値で考えているのか。それで出してきたのか。それとも長崎県内の要は賃金と、そこの差というのはなかったのかですね。その辺は何かありますか。

○議長（南条 博君）

総務課長。

○総務課長（馬場英二君）

協栄さんの方で勤務していただいている方につきましては、大体今26、7名ほどいらっしゃいまして、本社の方の職員さんが大体3名で、あとは派遣の方が数人いらっしゃいますけれども、ほとんどの方が地元雇用のパートであったり、アルバイトであったりというふうな形での雇用形態になっております。

したがいまして、いろいろそこら辺りの賃金の上昇につきましても、地域、九州であったり、東京であったりとかというふうな、どこの地区のそういう統計を対応するかというふうなこともいろいろ検討はさせていただいたんですけれども、最終的にやはり長崎県内の賃金でというふうなことで、それを採用させていただいたと。

もちろん、毎年出されます長崎県の最低賃金というのもございます。これにつきましても、やはり以前から比べますとかなり上昇をしていると。その賃金統計よりもかなり上がってきているということも確認をいたしておりますし、当然構成市さんの中でもそういった会計年度任用職員さんの時間給ですね、時間で雇用されている方もいらっしゃいますが、そういったところの賃金も最近、軒並みやはり上昇しているというふうな情報も加味しながら、やはり、

それについては長崎県の統計等を採用すべきだということで今回お願いをしたというところでございます。

○議長（南条 博君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論のある方は挙手をお願いします。

（「なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案どおり可決されました。

以上をもちまして今期定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（南条 博君）

異議なしと認めます。

これをもって令和7年第1回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会いたします。

（午後4時07分 閉会）

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議長

南条 博

署名議員

馬渡光春

署名議員

林田 勉